

公聴会における公述意見の要旨と市の考え方

■公述人 1

公述意見の要旨	市の考え方
<p>天王町駅の隣で育った、天王町駅高架工事隣接地主として意見を述べます。</p> <p>7月12、13日に行われた説明会で、現況地盤面について「駅地盤をかさ上げしたらどうか」と質問をしましたが、「高額でできない」「帷子川の底を削るから大丈夫」と回答がありました。納得できる返事ではありませんでした。</p> <p>昭和49年集中豪雨による洪水は、天王町駅改札口の前を車が流れ、平成23年3月11日に起きた東日本大震災での津波による被害そのものだったと記憶しています。</p> <p>現状地盤面では、平成25年3月に横浜市が作製した津波ハザードマップによると、帷子川や今井川の高潮と海面上昇により、天王町駅を利用する1日約17,000人の利用者の安全が保たれません。</p> <p>昔から地盤は低く、今なお改善されない状況です。帷子橋、天王橋の橋脚が、帷子川へ流下する川の水をせき止めています。平成24年4月に橋の下の補強工事という名目で実施された工事では、天王橋下の流下面積は減少しています。</p> <p>また、放水路が平成19年に完成したのですが、それを100%流すと、横浜駅周辺で洪水が起き、実際は35%しか流せないという状況になっています。これからも浸水の可能性はあります。</p> <p>天王町駅があるべきなのか、なくすべきなのかということもありますが、駅を存続させる場合、災害時、地理に不案内な方や乳幼児を連れた方など、様々な乗客をどのように高台に案内し、避難させるのか。帰宅支援をどのように行うのかなどを考えていないので、私はこの考えについて賛成できないという意見を申し上げました。</p> <p>変更理由について、「駅の用地買収が非常に難航」とか、「地権者の補償金の支払いが多額」とか「土地収用法の適用をしなくてはいけない」ということが書かれていますが、そのようなことは法的に行えばいいことです。資金がないといっても、ガソリン税、自動車税を原資とする国土交通省からの補助金などがあつたわけです。</p> <p>また、横浜駅のホームのすぐ先で、急勾配で線路を上昇させることは非常に危ない行為です。新幹線に乗ってもわかるとおり、このような上下する路線はありません。生活鉄道であれば、セメント工場の脇のカーブを直すことや、そのカーブから上がってきた線路をそのまま星川の高架へつなげるべきであり、ホームを弓のように曲げてつくるということは、決して安全なものではありません。</p> <p>もっと安全な駅にするために、今、自転車置場になっている公園の利用や、環状1号線のガードの上を利用してデッキのようなものをつくり、そこに駅を移動したらよいのではないかと考えます。</p> <p>反対をしているだけでなく、変なホームをつくって車椅子が転げ落ちたりしないよう、皆さん頑張ってくださいと思います。</p>	<p>本年7月に開催しました都市計画市素案説明会においてご質問いただきました天王町駅周辺の洪水対策については、「帷子川の河床を掘り下げ、対策を進めていること」「駅だけ地盤をかさ上げしても、周辺の地盤をかさ上げしないと効果がないこと」をご回答しました。</p> <p>洪水対策については、神奈川県が河川改修を行う二級河川帷子川の下流区間において、帷子川分水路の完成により治水安全度の向上が図られるとともに、現在、「都市河川重点整備計画（新セイフティーリバー）」を神奈川県が定め、対策を進めています。</p> <p>二級河川今井川については、横浜市が帷子川合流点から保土ヶ谷駅前区間において、護岸のかさ上げ等の対策による治水安全度の向上を図るとともに、現在はその上流区間であるJR岩間川橋りょう及び金沢橋の架替え工事を行っているところです。</p> <p>なお、天王橋の工事については、平成24年4月に橋の補強工事を実施した経緯はありません。</p> <p>津波対策については、平成25年3月に横浜市が策定した「津波からの避難に関するガイドライン」において、天王町1丁目を避難区域に指定しておりますが、過去最大の津波（慶長型地震の津波）と同等の津波が発生した場合においても、天王町駅には津波は到達しないと予測されています。</p> <p>また、津波や洪水が発生した場合の避難方法については、天王町駅利用者は近隣の帷子小学校や保土ヶ谷小学校に避難すること、駅ホームに一時的に避難すること等が考えられます。</p> <p>今回の相模鉄道本線連続立体交差事業に関する都市計画変更は、①道路構造令の変更、②既存構造物の有効活用、③周辺の環境負荷の低減、これら三点を理由として、天王町駅部の構造等を変更する計画としています。変更にあたっては、軌道など全ての施設が「鉄道事業法」や「鉄道営業法」など関係法令等の基準を満たし、安全性を確保するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基準に基づきバリアフリーを実現しています。</p> <p>また、ご指摘の箇所についても、相模鉄道株式会社より「鉄道事業法」や「鉄道営業法」など関係法令等の基準を満たしていると聞いています。</p>